

求釈明に対する回答書

令和2年12月9日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 加藤 和 宏

被告人大川原化工機株式会社、被告人大川原正明、同相嶋静夫、同島田順司 に対する 関税法違反、外国為替及び外国貿易法違反 被告事件につき、令和2年1月27日付け弁護人作成の求釈明書に対する回答（現時点で、検察官において証人として請求することを予定している被告会社関係者）は、下記のとおりである。

記

1 ■■■■■【甲33、62関係】

(1) 立証趣旨

①輸出規制の該非判定において、被告人相嶋から非該当と説明を受けたので、常に非該当として決裁していたこと、②被告人相嶋が顧問となった後の執務状況等

(2) 必要性等

■■■■■は、被告会社の専務取締役の地位にあり、また、平成30年頃までの間、安全保障輸出管理最高責任者の肩書きを持っていたものである。

立証趣旨①については、被告人3名による本件の謀議の結果である被告会社の輸出方針と被告人相嶋の指示に従って、■■■■■らが本件噴霧乾燥器の該非判定ないしその決裁等を行って輸出までの手続等を行っていたことを立証しようとするものであり、公訴事実等につき立証責任を負う検察官としては、かかる事実も被告人らによる本件無許可輸出を立証するためには必要不可欠なものであり、■■■■■の証人尋問は必要不可欠である。

立証趣旨②については、被告人3名による本件の謀議が行われたのは、被告人相嶋が被告会社の専務取締役経営企画室長の地位にあったときであるところ、被告人相嶋は、平成26年に取締役を退任し顧問となるなどしていることから、本件各犯行時（平成28年及び平成30年当時）も、平成26年以前と同様に被告会社の各業務等に関与していたことを立証し、本件の共謀遂行状況を立証するため、■■■■■の供述が必要不可欠である。



2 ■■■■■【甲34, 35, 63, 64, 65関係】

(1) 立証趣旨

①輸出規制の該非判定において、被告会社の方針に従い、全て非該当として判定していたこと、②被告人相嶋が被告会社の顧問になってからの立場、役割、③被告人相嶋の被告会社との間の顧問契約書、貸金台帳、給与支給明細書等の提示状況等

(2) 必要性等

■■■■■は、被告会社の執行役員で、人事、経理、総務を担当する部署である管理部の部責の立場にあり、また、本件時、該非判定委員会の委員であり、安全保障輸出管理最高責任者代行の肩書きを持っていたものである。

立証趣旨①については、被告人3名による本件の謀議の結果である被告会社の輸出方針に従って、■■■■■らが本件噴霧乾燥器の該非判定を行って輸出に向けての手續等を行っていたことを立証しようとするものである。

公訴事実等につき立証責任を負う検察官としては、かかる事実も被告人らによる本件無許可輸出を立証するためには必要であり、■■■■■の証人尋問は必要不可欠である。

また、被告会社の輸出方針が■■■■■らに示された時期等を明らかにすることにより、被告人3名の謀議がなされた時期等を立証するものであるから、かかる点からも■■■■■の証人尋問は必要である。

立証趣旨②、③については、被告人3名による本件の謀議が行われたのは、被告人相嶋が被告会社の専務取締役経営企画室長の地位にあったときであるところ、被告人相嶋は、平成26年に取締役を退任し顧問となるなどしていることから、本件各犯行時（平成28年及び平成30年当時）も、平成26年以前と同様に被告会社の各業務等に関与して執務し、報酬を受け取っていたことなどを立証し、本件の共謀遂行状況を立証するものであるから、■■■■■の供述が必要不可欠である。

3 ■■■■■【甲61関係】

(1) 立証趣旨

被告人島田から、被告会社の定型機は全て非該当である旨指示されたのに従い、項目別対比表を作成していたこと等

(2) 必要性等

■■■■■は、被告会社の海外営業部課長として輸出手続を含む営業事務等の業務に従事し、該非判定を行う「項目別対比表」の作成を担当していたものである。

検察官は、■■■■■が被告人3名による本件の謀議の結果である被告会社の輸出

方針に従って、本件噴霧乾燥器の該非判定を行う「項目別対比表」の作成等の
手続を行っていたことなどを立証しようとするものであり、公訴事実等につき
立証責任を負う検察官としては、かかる事実も被告人らによる本件無許可輸出
を立証するためには必要であり、■の証人尋問は必要不可欠である。

4 ■【甲31関係】

(1) 立証趣旨

被告人大川原正明の依頼で、噴霧乾燥器輸出規制に関する法令改正案へパブ
リックコメントを提出した経緯等

(2) 必要性等

■は、平成25年当時、■の常務取締役の地位に
あり、被告人大川原正明の依頼で、噴霧乾燥器輸出規制に関する法令改正案へ
パブリックコメントを提出したものである。

被告人大川原正明の■への依頼の経緯、依頼時の状況等を立証するこ
とにより、当時の被告人大川原正明のAG規制の範囲や改正される法令の内容
・規制範囲等に対する認識等を立証するものとして必要である。

5 ■【甲54、55関係】

(1) 立証趣旨

①被告人大川原が大川原製作所■取締役にコメントを頼んだ旨の発言をし
ていたこと、②被告人相嶋が顧問になった後も業務に関して厳しく指摘してい
たこと等

(2) 必要性等

立証趣旨①に関する立証の必要性については、前記4と同じ。

立証趣旨②については、被告人3名による本件の謀議が行われたのは、被告
人相嶋が被告会社の専務取締役経営企画室長の地位にあったときであるところ、
被告人相嶋は、平成26年に取締役を退任し顧問となるなどしているため、本
件各犯行時（平成28年及び平成30年当時）も、平成26年以前と同様に被
告会社の各業務等に関与していたことを立証し、本件の共謀遂行状況等を立証
するためには、■の供述が必要である。

なお、立証趣旨②の必要性の理由については、前記1の■、同2の
■のそれと概要同じであるが、■、■及び■は、それぞれ被
告会社における地位や立場等が異なるところ、被告人相嶋の取締役退任・顧問
就任後の業務関与状況、執務状況等を明らかにするには、異なる立場、地位に
ある者がそれぞれの立場や地位から見たときの被告人相嶋の被告会社の業務に

関与する状況、執務状況等を立証することが必要である。

6 ■■■■■【甲32関係】

(1) 立証趣旨

被告会社製噴霧乾燥器が規制条件に該当するか不安に思ったが、被告人相嶋が該当しない旨発言したこと等

(2) 必要性等

■■■■■は、被告会社でエンジニアリング部部責、エンジニアリング部及び製造メンテナンス部の業務範囲を担当する執行役員の立場にあるもの。

当時、被告会社製噴霧乾燥器が規制条件に該当するかについて、■■■■■が考えたこと、同考えに至った経緯等は、同人が、その有している本件噴霧乾燥器の客観的性能等に関する知識等を前提とするものであるところ、かかる点に関する同人の供述は、同人と同様かそれ以上の知識・経験を有する被告人ら3名の要件該当性の認識の有無を推認させるものとして、被告人ら3名の故意等を立証するのに必要である。

また、被告人相嶋が、■■■■■に対して、具体的にどのように該当しない旨発言したかを立証することにより、該当しない旨の発言の持つ意味、同発言をした理由等を明らかにして、被告人相嶋の故意、すなわち、被告人相嶋が本件噴霧乾燥器が輸出規制の要件に該当することを認識していたことを立証するのに必要である。

7 ■■■■■【甲57、58関係】

(1) 立証趣旨

①平成28年7月にシステックからの質問に対し回答した経緯、②L-81型噴霧乾燥器ではアトマイザを交換して平均粒子径10 μ m以下の粒子を製造することが可能であること等

(2) 必要性等

■■■■■は、被告会社において、エンジニアリング部カスタマーソリューショングループのグループ責を務めるものであり、また、平成28年7月にシステックからの噴霧乾燥器に関する質問に対して回答したものである。

立証趣旨①については、システックに対する回答内容等は、回答者において本件噴霧乾燥器の要件該当性の認識の有無を推認させるものといえるところ、同回答を行った■■■■■は、同回答への被告人島田の関与の程度等も述べており、被告人島田の要件該当性に関する認識を立証するのに必要である。

また、立証趣旨②については、本件噴霧乾燥器の客観的性能（要件ロに関す

るもの)の立証であるが、更に、立証趣旨①及び②に共通するものとして、被告会社の従業員が、その有している本件噴霧乾燥器の客観的性能等に関する知識等を前提として、本件噴霧乾燥器の要件該当性に関して述べるところが、これらの者と同様がそれ以上の知識・経験を有する被告人ら3名の要件該当性の認識の有無を推認させるものとして、被告人ら3名の故意等を立証するのに必要である。

8 ■■■■■【甲56関係】

(1) 立証趣旨

平成26年11月7日の被告会社の社内教養において、■■■■■が要件ハについて該当しそうな装置もある旨を説明していたこと等

(2) 必要性等

被告会社の従業員が、その有している本件噴霧乾燥器の客観的性能等に関する知識等を前提として、本件噴霧乾燥器の要件該当性に関して述べるところは、これらの者と同様がそれ以上の知識・経験を有する被告人ら3名の要件該当性の認識の有無を推認させるものとして、被告人ら3名の故意等を立証するのに必要である。

9 ■■■■■告【甲67関係】

(1) 立証趣旨

本件噴霧乾燥器(L-8i)の性能及び試運転で問題がなかったこと等

(2) 必要性等

■■■■■は、被告会社の従業員であり、本件噴霧乾燥器(L-8i)の設計を担当したものであるが、同人が本件噴霧乾燥器の客観的性能等に関して述べるところは、同人と同様の知識・経験を有する被告人ら3名の要件該当性の認識の有無を推認させるものとして、被告人ら3名の故意等を立証するのに必要である。

また、本件噴霧乾燥器(L-8i)の試運転で問題がなかったことについても、本件噴霧乾燥器の客観的性能について担保するものとして立証の必要がある。

10 ■■■■■【甲69関係】

(1) 立証趣旨

被告会社では、約30年前に噴霧乾燥器の内部温度を計測したことがあったが、それ以降、計測、実験は行われていないこと等

(2) 必要性等

■は、被告会社の従業員であり、同社エンジニアリング部の部責代理を務めるものである。

同人が本件噴霧乾燥器の客観的性能等に関して述べるところは、同人と同様かそれ以上の知識・経験を有する被告人ら3名の要件該当性の認識の有無を推認させるものとして、被告人ら3名の故意等を立証するのに必要である。

また■の甲69号証における供述は、被告人3名の本件噴霧乾燥器の内部温度についての認識の根拠等に関する供述となるものである。すなわち、被告人3名の本件噴霧乾燥器の内部温度に関する認識が、カタログ等に記載のものに沿うものか、それとも何か特別な実験結果等により得たものであるか等を明らかにするものであり、検察官の立証に必要である。

11 ■【甲36関係】

(1) 立証趣旨

被告会社のOBの立場から、被告会社製の噴霧乾燥器が輸出規制の要件に該当すると判断すること等

(2) 必要性等

■は、平成15年まで被告会社の取締役を務めていたものであり、本件噴霧乾燥器の客観的性能等を熟知しているものであるところ、同人がその有している本件噴霧乾燥器の客観的性能等に関する知識等を前提として、本件噴霧乾燥器の要件該当性に関して述べるところは、同人と同様、あるいは、それ以上の知識・経験等を有する被告人ら3名の要件該当性の認識の有無を推認させるものとして、被告人ら3名の故意等を立証するのに必要である。

以上